建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

エ		工程		作業	内容		分別解体等の方法
程、、	(1)	仮設	仮設工	事			手作業
ごと	1)	以高又		有		無	手作業・機械作業の併用
0	(2)	+工	土工事	F			手作業
作	(2)			有		無	手作業・機械作業の併用
業	(3)	基礎	基礎工	事			手作業
内	3)	圣 W		有		無	手作業・機械作業の併用
容	(4)	本体構造	本体構	造の工事	Ī		手作業
及	4)	本体悟也		有		無	手作業・機械作業の併用
び 解	(5)	本体付属品	本体付	属品のエ	事		手作業
体	3)	本 体的属品		有		無	手作業・機械作業の併用
方	6	その他	その他	の工事			手作業
法	()		有		無	手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2	解体工事に要する費	田(直接丁事費)
∠ .	ガルサル女りの見り	T (1214 + + +)

円(税込)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 冉貧源化寺に要する賀用(直接上事質

円(稅込)

(注)・運搬費を含む。

5. 建設発生土の搬出先については、特記仕様書等に定めるとおり。

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。